村議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する規程

(趣旨)

第１条　この告示は、村議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(令和３年条例第12号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第２条　条例第２条、条例第６条又は条例第９条の規定の適用を受けようとする者は、条例第３条、条例第７条又は条例第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第３条、条例第７条又は条例第10 条の規定による届出をしなければならない。

２　前項の規定による届出書は、別記第１号様式、別記第２号様式及び別記３号様式に準じて作成しなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第３条　候補者(前条第１項の届出をした者に限る。以下同じ。)は、条例第４条第２ 号イ、条例第８条又は条例第11条の規定による確認を受けようとする場合には、芸西村選挙管理委員会に対し選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書を提出しなければならない。

２　前項の確認申請書は、別記第４号様式、第５号様式、第６号様式に準じて作成し、同項の確認は、別記第７号様式、別記第８号様式及び別記第９号様式に準じて調製する確認書を用いて行わなければならない。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第４条　候補者は、前条第１項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第２項の確認書を、条例第３条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)、条例第７条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)又は条例第10条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車の使用等の証明書の提出)

第５条　候補者は、選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書を、条例第３条、第７条又は第10条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

２　前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45 年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から供給の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

３　第１項に規定する選挙運動用自動車使用証明書、ポスター作成証明書及びビラ作成証明書は、それぞれ別記第10号様式、別記第11号様式及び別記第12号様式に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第６条　契約業者等は、条例第４条、条例第８条又は条例第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第１項の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあっては第３条２項の確認書及び前条第２項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあって第３条第２項の確認書)を添えて、芸西村長に提出しなければならない。

２　前項に規定する請求書は、それぞれ別記13号様式、別記第14号様式及び別記第15号様式に準じて作成しなければならない。

(その他)

第７条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。